

犬や猫の不妊・去勢手術をめぐる倫理的問題 —優生保護法のもとでの強制不妊手術を念頭に置いて—

丸山 啓史

Ethical Considerations Regarding Sterilization and Neutering of Dogs and Cats: Addressing Concerns in Light of Historical Forced Sterilization Measures

Keishi MARUYAMA

Accepted June 13, 2023

抄録：人間に対する強制不妊手術は権利侵害として認識されるようになってきているものの、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性が問われることはほとんどない。犬や猫の不妊・去勢手術は、政策的に推進されている。また、犬や猫の飼育に関する書籍においても、犬や猫の不妊・去勢手術が推奨されている。そして、動物倫理をめぐる近年の議論のなかでも、十分な検討がなされないままに犬や猫の不妊・去勢手術が容認されている。一方で、犬や猫の不妊・去勢手術を肯定あるいは容認する論理と、優生保護法のもとでの強制不妊手術を推し進めてきた論理との間には、類似性が認められる。犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性を批判的に問うことは重要である。

索引語：犬、猫、不妊・去勢手術、倫理、優生保護法

Abstract: Although forced sterilization of humans is widely recognized as a violation of basic rights and ethics, the ethical implications of sterilizing and neutering dogs and cats have often been overlooked. These practices are commonly promoted as part of animal population control policies, and even books on dog and cat breeding recommend them. However, in the current discourse on animal ethics, the topic of sterilization and neutering has been accepted without sufficient critical examination. Notably, parallels can be drawn between the rationale supporting these procedures and the historical promotion of forced sterilization under the Eugenic Protection Law. To ensure a comprehensive understanding of this issue, it is imperative to critically question the ethical validity of sterilization and neutering practices for dogs and cats. This paper delves into the ethical dimensions of these procedures and underscores the need for a balanced consideration of the matter.

Key Words: dogs, cats, sterilization and neutering, ethics, the Eugenic Protection Act

1. 問題の所在

日本においては、1948年に成立した優生保護法のもとで、障害児者等に対する強制不妊手術が行われてきた。優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に掲げたものであり（第1条）、「生殖を不能にする手術」を「優生手術」として法に位置づけていた。優生保護法は1996年の法改正により母体保護法となったが、優生保護法が存在していた期間に、少なくとも約2万5000人が強制不妊手術の対象となった¹⁾。

優生保護法のもとでの強制不妊手術に関しては、2018年に仙台地方裁判所に国家賠償請求訴訟が提訴されたのをはじめとして、国に賠償を求める訴訟が全国各地で起こされてきた。そのなかで、2022年2月には大阪高等裁判所が、2022年3月には東京高等裁判所が、国に賠償を命じる判決を出した。さらに、2023年1月には熊本地方裁判所が、2023年2月には静岡地方裁判所が、2023年3月には仙台地方裁判所と札幌高等裁判所が、国に賠償を命じる判決を出している。優生保護法のもとでの強制不妊手術の問題性は、社会的に認められるものになってきている²⁾。

また、国連の「障害者の権利に関する委員会」が2022年に日本に対して示した総括所見（concluding observations）においては、障害者権利条約の第17条（個人をそのままの状態で保護すること）に関して³⁾、優生保護法のもとでの優生手術の被害者のための補償制度の見直しや、障害のある女性に対する強制不妊手術の明確な禁止が勧告されている。人間に対する強制不妊手術は、人権を侵害するものとして認識されているのである。

しかし、一方で、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性を問う議論は目立たない。犬や猫が不妊・去勢手術に同意する意思表示をしているとは考えにくいため、犬や猫の不妊・去勢手術は人間によって強制的に行われているはずであるが、その強制不妊手術の問題性が問われることは少ない。

日本の動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）では犬や猫の「生殖を不能にする手術」が「犬及び猫の繁殖制限」の手段として位置づけられており（第37条）、犬や猫の不妊・去勢手術に対する費用補助を行っている地方自治体もある。そして、一般社団法人ペットフード協会が2022年に実施した「全国犬猫実態調査」によると、犬の飼育者の60.2%、猫の飼育者の77.9%が飼育しているペットに不妊・去勢手術を受けさせている。現在の日本においては、犬や猫の不妊・去勢手術が広く行われているのである。

人間に対する強制不妊手術の問題性を認めながら、犬や猫に対する強制不妊手術には問題がないと考えるのであれば、種差別（speciesism）にあたる可能性が高い。また、犬や猫の身体に人為的な損傷・改変が加えられることは、「動物の権利（animal rights）」という観点からすると、倫理的に見逃せない問題である。

加えて、犬や猫に対する強制不妊手術が社会的に許容されることは、人間に対する強制不妊手術をめぐる問題に影響を与えるかもしれない。ペットとしての犬や猫が「家族」と表現されることが珍しくない日本の現状を考えても、犬や猫の処遇のあり方が人間の処遇のあり方と完全に別問題であるとは言いきれないのではないだろうか。

以上のような問題意識のもと、本稿では、優生保護法のもとでの強制不妊手術を念頭に置いて、犬や猫の不妊・去勢手術をめぐる倫理的問題の扱われ方を整理し、その特徴を示す。以下では、

第一に、犬や猫の不妊・去勢手術が政策的に推進されてきていることを確認する。第二に、犬や猫の飼育に関する書籍について、そこでの不妊・去勢手術の扱われ方を整理する。第三に、動物倫理をめぐる近年の議論を検討し、犬や猫の不妊・去勢手術がどのように考えられているのかを把握する。そのうえで、最後に、犬や猫の不妊・去勢手術をめぐる倫理的問題に関する考察を行う。

なお、優生手術の対象にされてきた人と犬や猫とを並べて議論することに対しては、疑問や批判があり得よう。犬や猫の存在を価値の低いものと考えるのであれば、人間の問題と犬や猫の問題とを並べて語ることは、小さくない問題をはらむ。しかし、本稿では、犬や猫の存在を価値の低いものとは考えていない⁴⁾。人間、犬、猫の権利をいずれも重視する立場から、本稿の検討を進めたい。人間の権利と犬や猫の権利とがともに保障される社会のために、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性について考える。

2. 犬や猫の不妊・去勢手術の政策的な推進

犬や猫の不妊・去勢手術は、日本において、政策的に推進されてきている。

環境省が2002年に示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、「繁殖制限」について、「所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること」と定められている。

また、中央環境審議会動物愛護部会のもとで2011年にまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」においては、不妊・去勢手術の義務化に関しては否定的な見解が示されているものの、「犬や猫に不妊去勢措置を実施することによって過剰な繁殖を防ぐことは、適正飼養の推進や殺処分数の減少のために重要である」と述べられている（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会，2011，pp.12-13）。

そして、現在の動物愛護管理法の第37条（犬及び猫の繁殖制限）においては、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」とされている⁵⁾。

日本の政策においては、犬や猫については不妊・去勢手術等の「措置を講じること」が「原則」とされているのであり、不妊・去勢手術は「適正な飼養」の範囲に位置づけられている。

東京弁護士会公害・環境特別委員会（2020）が示す見解も、こうした政策と合致するものであろう。東京弁護士会公害・環境特別委員会は、動物愛護管理法の第37条に関して、「飼い主等の許容範囲を超えた繁殖は、多頭飼育による動物の飼育環境の悪化につながり、餌や水が不十分になったり、不衛生による病気が発生したり、虐待ともなるような状況の発生の可能性があります。また、悪臭や騒音などといった周辺環境への悪影響、終生飼養の放棄などの悪影響を及ぼすこともあります」として、「繁殖に関する適正な措置が望まれるところです」と述べている（p.99）。そして、「飼い主等による不妊去勢手術が積極的に行われることは、動物にとっ

てもその飼い主にとってもメリットが大きいものであり、推奨されるべきです」(p.166)と主張している。東京弁護士会公害・環境特別委員会は、動物愛護管理法が犬や猫の不妊・去勢手術を推進することを肯定的にとらえている⁶⁾。

なお、猫に関しては、飼われている猫だけでなく、飼い主のいない猫についても、不妊・去勢手術が政策的に推進されている⁷⁾。環境省が2010年に公表した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」は、「地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくこと」としての地域猫活動を推奨している(環境省, 2010, p.16)。このガイドラインでは、「地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくことになります」と述べられており、「地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です」と説明されている(p.18)。

飼い主のいない猫を捕まえ(Trap)、不妊・去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)というTNRを核とする地域猫活動は、必ずしも猫の利益に主眼を置くものではない。東京弁護士会公害・環境特別委員会(2020)も「地域猫活動は、野良猫対策のための効果的な活動であり、所有者のいない猫の引取り数の減少および猫の殺処分数の減少に貢献するものです」(p.164)と説明しているように⁸⁾、地域猫活動には「野良猫対策」という側面が強い。飼い主のいない猫が存在しないようにしていくことが地域猫活動の狙いであり⁹⁾、そのために猫の不妊・去勢手術が行われているのであって、そうしたことの倫理的妥当性には議論の余地がある。しかし、地域猫活動やTNRの倫理的妥当性を批判的に問う議論は目立たない¹⁰⁾。

3. 犬や猫の飼育に関する書籍における不妊・去勢手術の推奨

犬や猫の不妊・去勢手術は、犬や猫の飼育に関する一般向けの書籍においても推奨されている。犬または猫の飼育について全般的・総合的に記述されている書籍のうち、2015年以降に刊行されているものを検討対象にすると、不妊・去勢手術に関しては以下のような記述がみられる。

まず、犬の不妊・去勢手術について、『超入門 はじめて犬と暮らす 選び方&育て方 BOOK』(土居, 2015)をみると、雄犬に関して、「去勢することで太りやすくなる一方、将来的に会陰ヘルニア、前立腺肥大、肛門周囲腺腫などの予防につながるという医学的データもあります」として、「去勢を考えるなら適切な時期などを獣医さんと相談しましょう」と述べられている(p.72)。また、雌犬に関しても、同じように、「避妊することで太りやすくなる一方、将来的に子宮や卵巣の病気や乳腺腫瘍の予防につながるという医学的データもあります」として、「避妊を考えているならば、こちらも適切な時期などを獣医さんに相談して」と述べられている(p.73)。基本的には不妊・去勢手術が推奨されていると言えよう。

『犬との暮らし大事典』(越村, 2017)は、「病気のリスクを考えるなら避妊・去勢手術は早めに」として、「繁殖させるつもりがないのであれば、早めに検討しましょう」と不妊・去勢手術を促している(p.88)。そして、犬の飼育にかかる費用を列挙するなかで、「子犬をつくれなくなるので慎重に検討して」としながらも、「避妊・去勢手術」の費用を挙げている(p.109)。また、「子犬が元気に育つためのポイント」の筆頭に、「愛犬の子を望まないなら避妊・去勢を考えて」を置いている(p.124)。

『いぬ大全 304』（藤井，2021）においては、「繁殖目的など、特別な理由がある場合を除き、犬には避妊・去勢手術をしてあげましょう」と述べられており、「生涯にわたるストレスが軽減する、おもに性ホルモンに関するがんや病気の予防につながるなど、健康的に過ごせるメリットが多くなります」と説明されている（p.169）。また、不妊・去勢手術をしないことに関しては「発情期を迎えても、欲求が満たされないのので犬にはストレスでしかありません」と述べられ、不妊・去勢手術の犬への影響については「大声で吠える、攻撃的になる、マーキングをするなどの問題行動がなくなることが多いです」と述べられたうえで、「病気のリスク軽減とともに、元気に、快適に暮らせる処置はやはり必要です」とされている（p.171）。

『犬のいる暮らし』（丸田，2022）では、「ワクチンや不妊・去勢手術で犬の健康を守ろう」という項目において、「繁殖を望まないのであれば不妊・去勢手術も考えなくてはなりません」と述べられている（p.48）。そこでは、「全身麻酔のリスク」や「太りやすくなる」が「デメリット」として挙げられながらも、「発情期のストレスを減らせる」「病気のリスクを減らせる」「困った行動を抑えられる」が「メリット」として示され、「メリットのほうが大きい」と記され、「おだやかに長生きしてほしいと願うなら、不妊・去勢手術をするのがおすすめです」と述べられている（p.50）。また、「不妊・去勢をすると、発情によるストレスはもちろん、飼い主が困ってしまう行動も減ります。また、性ホルモンが引き起こすガンは高い確率で防げます」とも説明されている（p.50）。

次に、猫の不妊・去勢手術について、『はじめてでも安心！幸せに暮らす猫の飼い方』（山本，2017a）をみると、「去勢・避妊手術を受けさせる」という項目において、「その猫との暮らしを楽しむためにも、去勢・避妊手術を検討しましょう」と述べられており、「育てられない子猫や、野良猫を増やす可能性があるなら手術を考えましょう」とも記されている（p.154）。

『ねこがうちにやってきた！』（山本，2017b）は、「太りやすくなる」を不妊・去勢手術の「デメリット」として挙げる一方、「いろんな病気を予防できる」「性格がおだやかになる」「発情期の行動が減る」を「メリット」として示し、「去勢・避妊手術をすれば、発情期がなくなり、いろいろな問題を防げる確率は高くなります」として、「繁殖を考えていないのなら、手術をしたほうがよいでしょう」と述べている（pp.110-111）。

『家ねこ大全 285』（藤井，2020）では、「生涯にわたるストレスが軽減する、病気の予防につながるなど健康に過ごせるメリットが多い」として、「繁殖目的など、特別な理由がある場合を除いて、猫には不妊・去勢手術をしてあげましょう」と述べられている（p.154）。また、「手術をせずに発情期を迎えても、要求が満たされないのので猫にはストレスでしかありません」（p.157）、不妊・去勢手術によって「大声で鳴く、攻撃的になる、室内にスプレー行為をする、そわそわと落ち着かなくなる、といったいわゆる問題行動がなくなります」（p.156）、「がんや病気のリスクは不妊・去勢手術で軽減できます」（p.155）といった説明がなされ、猫の不妊・去勢手術が推奨されている。

『いちばんよくわかる！猫の飼い方・暮らし方』（岩下ら，2021）は、「室内飼いの猫は、発情期に本能を発揮できないだけでもストレスですし、様々な問題行動に直面する飼い主さんも大変です」として、「猫を増やす予定がなければ、生後半年を目安に避妊・去勢手術を受けましょう」と述べている（p.74）。また、「発情により、交尾相手の猫を求めて脱走するリスクが激減する」「男の子は攻撃性が抑えられ、穏やかな性格が継続しやすい」といったことを「避妊・去勢手術後

の変化」として示し、「発情したときの猫の行動は生理的なもので、意図的なものではない」などとしながら、「猫と飼い主さんの幸せのためにも避妊・去勢手術を」と促している（pp.74-75）。

以上のように、犬や猫の飼育に関する書籍においては、基本的に犬や猫の不妊・去勢手術が推奨されている。不妊・去勢手術の否定的側面への言及がなされることはあっても、不妊・去勢手術を抑止するような記述はなされていない。全体として、犬や猫の不妊・去勢手術は当然のこととみなされている。

しかし、犬や猫の不妊・去勢手術が望ましい理由として挙げられていることに目を向けると、倫理的妥当性を問うべき点が少なくない。たとえば、犬や猫の不妊・去勢手術が望ましい理由としては、犬や猫の病気の予防なども挙げられているものの、犬自身や猫自身にとっての利益ではないことも挙げられている。「育てられない子猫」の出生を抑制することは、不妊・去勢手術の対象となる猫のためとは限らない。また、犬や猫が大声で鳴いたり攻撃的になったりすることなど、飼い主が困るような犬や猫の行動の抑制は、主には飼い主のためのものと言えよう。飼い主の利益のために犬や猫の身体に損傷・改変を加えることの倫理的妥当性については、議論の余地が大きい。

また、犬や猫の発情期の行動など、飼い主が困るとされる犬や猫の行動は、犬や猫の本来の行動と考えられるものが少なくない。動物の正常な行動の発現を重視する「動物の福祉（animal welfare）」の観点からみても（新村編，2022、など）、犬や猫の本来の行動を抑制するために犬や猫の身体に損傷・改変を加えることの倫理的妥当性は疑わしい。

さらに、犬や猫の「ストレス」への対処が必要であるとしても、そのことで犬や猫の不妊・去勢手術が正当化されるわけではない。犬や猫のもつ要求が満たされないことを、飼育環境の改変などによって解決しようとするのではなく、犬や猫の身体に損傷・改変によって解決しようすることは、「動物の権利」という観点からは批判されるべきものであろう¹¹⁾。

そもそも、たとえ犬自身や猫自身の病気の予防のためであったとしても、「動物の権利」という観点からすると、犬や猫の身体に損傷・改変を加えることの倫理的妥当性は批判的に問われなければならない。また、犬や猫に生殖をさせないことを理由に犬や猫の不妊・去勢手術を正当化することも、「動物の権利」という観点からすると、許容が困難である¹²⁾。

しかし、犬や猫の飼育に関する書籍のなかでは、「動物の権利」という観点を欠いたまま、「メリット」と「デメリット」の考量によって犬や猫の不妊・去勢手術が肯定される傾向が強い¹³⁾。犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性は、ほとんど問われていない。

4. 動物倫理をめぐる議論における不妊・去勢手術の容認

それでは、動物倫理をめぐる近年の議論において、犬や猫の不妊・去勢手術はどのように考えられているのだろうか。

動物倫理を主題とする近年の書籍のなかでは、浅野（2021）と田上（2021）が犬や猫の不妊・去勢手術を取り上げている¹⁴⁾。

まず、浅野（2021）の議論をみると、「傷つけられない権利」としての「身体の安全保障権」が「基本的動物権」の一つに位置づけられながらも、犬や猫の不妊・去勢手術は容認されてい

ることがうかがえる。

浅野は、「野生で生きるのと人間に飼われるのとどちらが動物にとって得になるのか、という損得計算」を行い（pp.89-92）、犬や猫が人間に飼われることの不利点として「去勢されたり不妊化されたりする可能性があります」「交尾の相手と出会わせてもらえないかもしれません」「子供を産み育てるという喜びを奪われるかもしれません」といったことを挙げる一方で、犬や猫が人間に飼われることの利点に関して「第一に、食料を得ます。第二に、快適な寝床を得ます。第三に、外敵から守られます。第四に、日本ではおそらく医療も得ることができるでしょう。これらの結果として第五に、長寿を得るでしょう。さらに第六に、飼い主からの愛情を得るでしょう」と述べる。そのうえで、「おおざっぱな直観的判断」によれば「人間に飼われるほうが犬や猫にとって得になりそう」であることを理由に、「犬や猫を飼育することは道徳的に正当化されそうです」と述べている。

浅野の議論においては、「損得計算」に基づいて、犬や猫の「基本的動物権」の侵害が許容されていると言えよう。浅野は、「動物権利論」を語りながらも、犬や猫の飼育に関しては「動物の権利」ではなく「損得計算」を根拠に議論を展開し、犬や猫の不妊・去勢手術を容認するのである¹⁵⁾。

次に、田上（2021）の議論をみると、やはり犬や猫の不妊・去勢手術は容認されている。

田上（2021）は、「犬猫は人間に干渉されず、本能のまま生殖活動を行なうことによって、むしろ不幸になる」（p.166）として、「野生動物に対しては不必要な介入になる去勢処理が、愛玩動物にとってはむしろ生の質を高めることにもなる」（p.167）と述べている。田上は、「大量に生まれる子供を人間の餌付けなしに育て上げることは、ほとんどの犬猫にはできない。多くの子供は生き延びられないし、親も絶えざる生命のリスクに晒される」（p.166）といったことを理由に、「野生動物から生殖の権利を奪うのは不当だが、犬猫の場合はむしろ野放図に生殖させるに任せることが逆に危害になる可能性が高い」として、犬や猫の「生殖の権利を奪う」ことを正当化している（p.167）。そして、「コンパニオン動物の最高の幸せは、安全に去勢されて飼い主の愛情の中で育てられて、その安楽な生を閉じることにある」（p.169）と述べている¹⁶⁾。

田上の議論においては、「動物の権利」への言及がみられるものの、犬や猫の利益という観点だけで不妊・去勢手術の正当化が図られているわけではない。田上は、「感染症、特に狂犬病の予防のため」に「犬猫を再野生化させるわけにはいかない」という「人間の側」の「事情」を、犬や猫の不妊・去勢手術が必要になる根拠に混在させている（p.166）。そうした主張と「動物の権利」との整合性は不明確である。また、田上の議論は、「本能のまま生殖活動を行なうこと」でなぜ犬や猫が「不幸になる」のか、「野放図に生殖させるに任せること」がなぜ「危害になる可能性が高い」のか、丁寧には説明していない。そして、仮に「本能のまま生殖活動を行なうこと」や「野放図に生殖させるに任せること」が犬自身や猫自身にとっての危害につながるものであったとしても、そのことは「危害」を回避する方法が不妊・去勢手術の他にないことを意味しないし、そのことだけで犬や猫の不妊・去勢手術が正当化されることはない。さらに、親犬や親猫が自らの子を自力で育てられないことも、犬や猫の不妊・去勢手術を正当化するものではない¹⁷⁾。田上の議論は、論理的な問題点を多く残しながら、犬や猫の不妊・去勢手術を容認するのである。

もっとも、ドナルドソン／キムリッカ（2016）は、犬や猫のような家畜動物に関して、「生殖

に制限を設けること」が求められる場合があることを認めながらも、「生殖制限は慎重に正当化され、最も制限が少ない可能な方法でなされるべきである」と述べている (p.202)。ドナルドソン／キムリッカは、家畜動物に不妊・去勢手術を行う権利を人間がもっているという考えを支持する「動物の権利」論者が多くいることを、「動物が生殖への妥当な利益をもっているかもしれないという事実を無視している」として問題視する (p.218)。そして、一部の家畜動物が繁殖の役割を担わされている一方で、ほとんどの家畜動物が一度も生殖をすることがない現状を批判し、「子を持つ（そして育てる）機会はいくつかの動物の間に、制限された範囲であれ、分散されるべきだろう」と述べている (p.203)。ドナルドソン／キムリッカは、犬や猫の不妊・去勢手術を明確に否定しているわけではないものの、「動物の権利」を擁護する立場から、家畜動物の「性と生殖」を論じている¹⁸⁾。

また、フォーシュト (2023) は、発情した飼い犬の去勢に関して、「ペットが飼い主の思い通りに行動しないなら、こちらの望みに適合させなくてはならない」という「広く行き渡った考え方」に疑問を呈し、「ペットを本来よりもおとなしくさせたいという人の願望には、どこかおかしいところがあるように思える」と述べて、「なぜ私たちは、野生の狼を祖先に持つ犬を自分の家に住ませたいと考えながら、犬に犬として振る舞わないことを求めるのか」と問いかけている (p.214)。そして、「犬の去勢を行なうこと」を、人間に利用される「物件」として動物を扱うものであるとして、「牛の頭に弾丸を撃ち込むこと」「子豚の尾を焼き切ること」「健康な雄のひよこをガスで殺すこと」「実験室のラットに針を刺すこと」「サーカスの舞台上で象に絵を描かせること」「シャチを水族館に閉じ込めること」などと並べて問題視している (p.219)。

しかし、浅野 (2021) や田上 (2021) の議論をみると、犬や猫の不妊・去勢手術は容認されているのであり、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性が慎重に検討されてきた形跡もうかがえない。犬や猫の不妊・去勢手術をめぐる倫理的問題は、動物倫理をめぐる議論のなかでも批判的な問い直しが十分になされていない¹⁹⁾。

5. 考察

以上のように、犬や猫の不妊・去勢手術は当然のこととして推奨あるいは容認される傾向にある。犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性はほとんど検討もされていない。動物愛護管理法でも犬や猫の不妊・去勢手術が位置づけられており、犬や猫の不妊・去勢手術は政策的に推進されている。また、犬や猫の飼育に関する書籍においても、犬や猫の不妊・去勢手術が推奨されている。そして、動物倫理をめぐる近年の議論のなかでも、十分な検討がなされないままに犬や猫の不妊・去勢手術が容認されている。

そして、犬や猫の不妊・去勢手術が望ましい理由は、「メリット」と「デメリット」の考量から導かれていることが多く、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性は必ずしも問われていない。「動物の権利」との関係において犬や猫の不妊・去勢手術の正当性が説明されているわけではない。

また、犬や猫の不妊・去勢手術を推奨する論拠には、不妊・去勢手術の対象となる犬や猫の利益だけでなく、生まれてくる子犬や子猫の利益、飼い主の利益、犬や猫が暮らす地域の住民の利益などが、未整理のまま混在させられている。不妊・去勢手術の当事者である犬や猫の立

場に立とうとする議論が多いとは言えない。

しかし、「動物の権利」や「動物の福祉」が議論されるようになって現在の状況に照らしても、犬や猫の「動物の権利」や「動物の福祉」という観点から犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性を批判的に問う必要がある。そのことが、本稿での検討を通して浮き彫りになった。

また、本稿での検討においては、犬や猫の不妊・去勢手術を肯定あるいは容認する論理と、優生保護法のもとでの強制不妊手術を推し進めてきた論理との類似性がうかがわれた。この類似性を考えても、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性の問い直しは重要な課題だと言える。

本稿でみてきたように、犬や猫の不妊・去勢手術は、犬や猫が人間によるケアを受けられることを理由に正当化される場合があった。一方で、優生保護法のもとでは、障害児者の施設入所と引き換えに不妊手術が行われることがあった（利光，2020、など）。何かと引き換えに基本的権利の侵害を容認する発想は、危険なものであろう。

犬や猫の不妊・去勢手術が望ましい理由として、飼い主が困るような犬や猫の行動の抑制が挙げられることにも、注意が必要である。月経に関わる介護負担を理由に障害のある女性に子宮摘出が強要されてきたこと、月経に関わる「問題行動」を理由とする優生手術が行われてきたことを忘れてはならない（堤，2018、小森，2020、など）。基本的権利の侵害は、ケアの負担の軽減を理由に認められるべきものではない。

また、地域住民といった他者の利益を根拠に犬や猫の不妊・去勢手術を正当化する論理も、見過ごすことはできない。優生保護法も、「公益」の名のもとに強制不妊手術を正当化してきたのである（藤野，2020、など）。

さらには、不妊・去勢手術を受けていない犬や猫から生まれる子どもを「不幸」と決めつける言説が珍しくないことにも注意が必要である。1960年代から1970年代にかけての日本において、障害のある子どもの出生を抑制するために「不幸な子どもの生まれない運動」が展開されてきたことを考えても（土屋，2007、など）、生まれてくる子どもを「不幸」と決めつける発想には警戒の目を向けることが求められる。

以上のように、犬や猫の「動物の権利」を考えていくうえでも、優生保護法のもとでの強制不妊手術に対する批判の論理を徹底させていくうえでも、犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性を批判的に問うことは重要である。犬や猫の不妊・去勢手術の倫理的妥当性がほとんど問われさえしない現在の状況は、早急に克服されなければならない。

なお、本稿では犬や猫の不妊・去勢手術について検討したが、家畜として飼育される牛や豚に対しても去勢手術が広く実施されている現状がある。牛や豚の去勢手術をめぐる倫理的問題を検討することは、今後の課題である。

注

- 1) 利光（2020）などが、優生保護法のもとでの強制不妊手術の概要を整理している。女性の子宮摘出や男性の去勢手術など、優生保護法によっても認められていない違法行為の被害を受けた人も少なくない。
- 2) 2019年には、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関す

る法律」が成立している。

- 3) 障害者権利条約の第 17 条では、「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」とされている。
- 4) グルーエン（2015）は、重度障害者と動物との比較に関して、「動物の生命の価値は低いとか、配慮に値しないと決めつけるなら、両者の比較は不愉快なだけである」と述べながら、「そうした決めつけは正当化できない偏見に基づいている」と指摘している（p.77）。人間ではない動物の存在を価値あるものとするのであれば、人間ではない動物と人間とを並べて議論することに大きな問題はないはずだ。テイラー（2020）も、障害者を動物と比べることの危険性に触れつつも、「わたしたちはみな、動物だ」（p.200）と述べ、障害者の解放と動物の解放とを関連づけて論じている。
- 5) 2019 年の動物愛護管理法改正において、「生殖を不能にする手術その他の措置」についての規定が、「するように努めなければならない」から「講じなければならない」に改められた。
- 6) 2019 年の動物愛護管理法改正について詳しく述べている太田（2019）も、犬や猫の不妊・去勢手術に関する規定の強化は特に問題にしていない。
- 7) 太田（2019）は、条例によって地域猫活動を推進してきた和歌山県の例を紹介している（pp.45-46）。また、箕輪（2020）は、250 以上の地方自治体が「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う場合の補助金・助成金や、地域猫活動の活動資金を助成する制度」を有していることを把握している（p.61）。
- 8) 東京弁護士会公害・環境特別委員会（2020）は、「地域猫活動がさらに多くの地域に広がり、各地域で猫と住民がお互い幸せに暮らせる環境が整えられることが望めます」（p.164）と述べている。猫の不妊・去勢手術は、猫の「幸せ」を損なうものとは考えられていないようである。
- 9) 古本ら（2020）は、「不幸なノラネコをこれ以上増やさないために地域猫活動は地域猫をゼロにすることを目指す必要がある」（p.49）と述べている。倉敷芸術科学大学における古本らの「ノラネコの管理」の取り組みにおいては、「ノラネコ」が「不幸」であるとみなされ、「不幸なノラネコ」の出生の抑止が図られている。
- 10) 動物福祉についての近年の成書をみても（新村編，2022）、犬の断尾・断耳や声帯除去、猫の抜爪が動物福祉に関わる問題として扱われているものの、犬や猫の不妊・去勢手術は特に問題にされてはならず、猫に不妊・去勢手術を行う地域猫活動が「猫の福祉の改善につながる」ものとして紹介されている（pp.216-217）。
- 11) ペットとして飼育するために犬や猫の不妊・去勢手術が避けられないのであれば、犬や猫をペットとして飼育することの是非そのものが問い直されるべきではないだろうか。
- 12) 子どもをもつ見込みが少ないとみなされた障害者が子宮摘出を迫られてきたことも想起するべきであろう（毎日新聞取材班，2019、など）。
- 13) 誰にとっての「メリット」や「デメリット」なのかという整理は行われていないことが少なくない。
- 14) 井上（2022）は、ペット産業の問題性を述べているものの、犬や猫の不妊・去勢手術を取り立てて問題にしてはいない。
- 15) 浅野（2021）は、鹿や猪による農作物の被害に関して、「よく犬や猫に不妊や去勢の措置を

施します」と述べながら、鹿や猪の「不妊化」を提案している (p.126)。そして、「強制的に不妊化される」という野生動物の被害については、「野生動物が被る被害は軽微だと言えるかもしれません」と述べている (p.126)。根拠も示されないままに「不妊化」の被害が「軽微」とであると語られている点は、人間に対する強制不妊手術の被害を軽視する見方につながりかねないことから、見過ごすことができない。また、「基本的動物権」が主張される一方で、農作物の被害を理由に「基本的動物権」が侵害されてよいと考えられていることも問題であろう。浅野は、「鹿や猪に被害を強いるけれども、そのことで鹿や猪の基本権と林業や生態系の利益とを調和させる」と述べ、鹿や猪の「不妊化」を正当化している (p.126)。人間による林業の利益を理由に鹿や猪の「基本的動物権」が侵害されてしまうのであれば、「基本的動物権」はほとんど権利としての意味をなさないのではないだろうか。

- 16) 田上 (2021) は、「去勢がむしろ幸せをもたらすような動物は、その最も根源的な生の次元においては生まれることそれ自体が不幸な存在だということになる」と述べ、「存在しないことそれ自体を最善だと考える反出生主義」の「コンパニオン動物」への適用に言及しながら、「長期的にはコンパニオン動物は絶滅に向かって漸減し続けるのが倫理的には正しいということになりそうである」と述べている (pp.168-169)。1960年代から1970年代にかけての日本において、障害のある子どもの出生を抑制するために「不幸な子どもの生まれない運動」が展開されてきたことを考えても (土屋 2007、など)、「生まれることそれ自体が不幸な存在」を想定することの危険性を指摘する必要があるだろう。
- 17) 自分の力だけで自分の子どもを育てられる人間は皆無に近い。また、子どもの養育に困難が予想されるのを理由に不妊・去勢手術を肯定することは、大きな問題を含んでいる。子どもの養育が困難であるとみなされた障害者が強制不妊手術の対象にされてきたことを想起しなければならない。
- 18) ドナルドソン／キムリッカ (2016) は、家畜動物の総数を制限することが適切な場合があるとしながらも、そのことは「生殖の過程をすべて制御することを意味しない」と指摘している (p.203)。
- 19) 犬や猫の不妊・去勢手術を肯定あるいは容認する議論は少なくない。グルーエン (2015) は、人間とペットとの間の力の不均衡を理由に「ペットの飼育は問題である」 (p.168) としながらも、「避妊手術や去勢によって望まれない動物の数を最小限に抑えることは、多くの不必要な苦痛を終わらせる上で非常に効果的である」 (p.170) と述べている。また、生田 (2019) は、動物をめぐる問題を幅広く論じるなかで、ペット産業への課税による税収を「避妊手術の補助など」に充てることを提案しており (pp.279-283)、犬や猫の不妊・去勢手術を特に問題視してはいない。

参考文献

- 浅野幸治 (2021) 『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』ナカニシヤ出版
 生田武志 (2019) 『いのちへの礼儀—国家・資本・家族の変容と動物たち』筑摩書房
 井上太一 (2022) 『動物倫理の最前線—批判的動物研究とは何か』人文書院

- 岩下理恵・齋藤礼子・相馬淳子（2021）『いちばんよくわかる！猫の飼い方・暮らし方』成美堂出版
- 太田匡彦（2019）『「奴隷」になった犬、そして猫』朝日新聞出版
- 環境省（2010）「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」
- グルーエン，ローリー（2015）『動物倫理入門』河島基弘訳，大月書店
- 越村義雄（2017）『犬との暮らし大事典』ベネッセコーポレーション
- 小森淳子（2020）「岐阜県における障害のある人に対する強制不妊手術に関する一考察—岐阜県優生保護審査会議事録から見えてくること」『岐阜協立大学論集』54 巻 2 号，pp.57-73
- 新村毅編（2022）『動物福祉学』昭和堂
- 田上孝一（2021）『はじめての動物倫理学』集英社新書
- 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（2011）「動物愛護管理のあり方検討報告書」
- テイラー，スナウラ（2020）『荷を引く獣たち—動物の解放と障害者の解放』今津有梨訳，洛北出版
- 土屋敦（2007）「『不幸な子どもの生まれない運動』と羊水検査の歴史的受容過程—『障害児』出生抑制政策（1960 年代半ば—70 年代初頭）興隆の社会構造的要因」『生命倫理』Vol.17 no.1，pp.190-197
- 堤愛子（2018）「優生思想が生んだ女性障害者の子宮摘出—日本にもある強制不妊手術」優生手術に対する謝罪を求める会編『〔増補新装版〕優生保護法が犯した罪—子どもをもつことを奪われた人々の証言』現代書館，pp.40-50
- 土居聖和（2015）『超入門 はじめて犬と暮らす 選び方&育て方 BOOK』世界文化社
- 東京弁護士会公害・環境特別委員会編（2020）『動物愛護法入門〔第 2 版〕—人と動物の共生する社会の実現へ』民事法研究会
- 利光恵子（2020）「優生思想と現代—強制不妊手術から考える 1」『さぼーと』2020 年 8 月号，pp.40-46
- ドナルドソン，スー／キムリッカ，ウィル（2016）『人と動物の政治共同体—「動物の権利」の政治理論』松本人志・成廣孝監訳，尚学社
- フォーシュト，ロアンヌ・ファン（2023）『さよなら肉食—いま、ビーガンを選ぶ理由』井上太一訳，亜紀書房
- 藤井康一（2020）『家ねこ大全 285』KADOKAWA
- 藤井康一（2021）『いぬ大全 304』KADOKAWA
- 藤野豊（2020）『強制不妊と優生保護法—“公益”に奪われたいのち』岩波書店
- 古本佳代・近藤千晶・村尾信義・前田憲孝・神田鉄平・糸井崇将・古川敏紀（2020）「地域猫活動を参考にした大学キャンパス内に住み着いたノラネコの管理」『Veterinary Nursing』Vol.25 No.2，pp.43-50
- 毎日新聞取材班（2019）『強制不妊—旧優生保護法を問う』毎日新聞出版
- 丸田香緒里（2022）『犬のいる暮らし—一生パートナーでいるために知っておきたいこと』池田書店
- 三井香奈・茂木千恵（2022）「日本と米国の飼い主のいない猫の NTR 活動に関するアンケート

調査の比較」『Veterinary Nursing』 Vol.27 No.2, pp.N6-N11

箕輪さくら（2020）「野良猫問題に対する行政の関与」『自治総研』第 503 号, pp.57-71

山本宗伸（2017a）『はじめてでも安心！幸せに暮らす猫の飼い方』ナツメ社

山本宗伸（2017b）『ねこがうちにやってきた！』学研プラス

